

## 附属機関等の設置等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、適正な附属機関及び附属機関に準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営等について、準拠すべき基本事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関又は有識者等の意見を聴取し、町行政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置する審議会、委員会、協議会、懇話会等附属機関に準ずる機関をいう。ただし、次に掲げるものについては除外するものとする。

- (1) 町民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 町職員のみを構成員とするもの
- (3) その他この指針の対象とすることが不適当なもの

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の設置については、他の附属機関等と設置目的が類似し、又は担当事務が重複しないよう、必要最小限の設置にとどめるものとする。
- (2) 委員数は、20人以内とする。ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 臨時的な附属機関等は、設置期間を明示するものとする。

(附属機関等の見直し)

第4条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や町民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び担当事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) 地方分権推進計画に基づく法令改正により、他の附属機関等との統合が可能になったもの
- (7) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

2 年間開催回数が1回以下の附属機関等及び設置後10年以上経過した附属機関等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討する。

(附属機関等の委員の選任)

第5条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の各号に留意するものとする。ただし、特定の範囲の対象者から選挙等の方法で選任されるような取り決めがされている委員の場合はこの限りでない。

(1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。

(2) 女性の登用については、女性委員の割合が30%以上になるよう努めるものとする。

(3) 委員の選任に当たっては、町民参加の促進と広く町民の意見を反映させるため、可能な限り公募制を導入し、公募委員の割合が20%以上になるよう努めるものとする。なお、公募方法等については、別に定める。

(4) 委員の任期については、原則2年以内とする。

(5) 委員は再任することができるが、一の附属機関に10年を超えて継続して任命しないこととする。

(6) 同一人を委員として選任できる機関の数は、原則2機関までとする。

2 前項各号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

(1) 当該附属機関等の担当事務に密接な関連を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合。

(2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合。

(附属機関等の公開義務)

第6条 附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合を除き、公開しなければならない。

(1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報(いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)

ア 公にしないことが正当であると認められるもの

イ 本町の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 本町の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報。

(4) 本町並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、町民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの。

(5) 本町又は国若しくは他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国若しくは他の公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの

オ 町又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの

(6) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号に規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報

2 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 本条第1項各号に掲げる情報を扱う附属機関であっても、その都度の会議内容により当該情報を審議する部分とそうでない部分を分離するなどにより、できるだけ会議の公開に努めなければならない。

( 会議資料の配布 )

第7条 会議を公開する場合は、傍聴者に会議資料の概要を配布し、又は閲覧に供するよう努めなければならない。ただし、そのうち、第6条第1項に該当する内容が記録されているもの等についてはこの限りでない。

( 会議録等の作成 )

第8条 各附属機関等は、公開、非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨(以下会議録等という。)を作成しなければならない。

2 会議録等の写しは、できるだけ公開に努めることとする。

( 会議開催の周知 )

第9条 公開可能な附属機関等は、会議を開催するに当たっては、開催の日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続その他必要な事項を示した開催通知を矢吹町ホームページ又は町広報誌等で掲示し、その旨を町民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

( 調整事項 )

第10条 各課(室)長は、当該課等の附属機関等の設置等に関し、次の事項の調整を行う。

(1) 設置、廃止、統合に関すること。

(2) 委員の選任に関すること。

2 新たに附属機関等を設置する場合又は既に設置されている附属機関等を廃止若しくは統合する場合には、総務課長に合議するものとする。

3 附属機関等の委員を改選する場合には、総務課長に合議するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この指針は、平成18年 4月27日から施行する。

( 経過措置 )

2 第5条の規定については、附属機関等の委員の改選時から適用する。

## 附属機関等の委員公募要項

### 第1 目的

この要項は、公募方法等について必要な事項を定めることにより、附属機関等の意思決定過程に広く町民の意見を反映させ、町政への町民参加を促進することを目的とする。

### 第2 公募制の対象とする附属機関等

- (1) この要項の対象とする附属機関等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する附属機関及びこれに準ずるもの（町の事務事業について、審査、諮問、調査等を行うため、要綱等により町長その他の執行機関に設置された審議会、委員会等をいう。ただし、要綱等により設置されたものであっても普及・啓発、連絡・調整に係るもの、実行委員会形式のもの、職員のみを構成員とするもの等は含まない。）とする。
- (2) 公募により選任する委員の人数は、審議会等の設置に関する規定において、具体的な人数を定める場合を除き、他の委員構成との均衡を考慮して定めるものとする。

### 第3 申込者の資格

委員の公募に申し込むことができる者の資格を次のとおり定めるものとする。

- (1) 原則として18歳以上の者
- (2) 本町の区域内に住所・勤務先・通学先を有する者
- (3) 本町の審議会等の委員となっていない者
- (4) 行政機関職員及び地方公共団体の議会の議員でない者
- (5) 町税等を滞納していない者
- (6) 職務経験や特定の技能資格（特定の応募資格を付与する方法をとる場合等）
- (7) その他必要と認める事項（年齢・性別その他特定の応募資格を付与する方法をとる場合等）

### 第4 公募方法等

- (1) 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙への掲載、ホームページへの掲載その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

ア 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

イ 申込者の資格

- ウ 公募人数
- エ 選任の時期及び任期
- オ 申込方法及び申込期限
- カ 選考方法（小論文・面接など）
- キ 小論文等のテーマ
- ク 問い合わせ先
- ケ 電子メールによる申込を受け付ける場合は、申込先のアドレス名
- コ その他必要と認める事項

(2) 前項の広報紙への掲載等は、申込期限までに時間的な余裕をもって行うものとする。

## 第5 申込方法等

(1) 申込みは、原則として次に掲げる事項を記載したもの（用紙、様式は、自由とする。以下「申込書」という。別添参考様式1号）に小論文（400～800字程度のもの）を添付して提出することによるものとする。

- ア 申し込む審議会等の名称
- イ 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- ウ 職業
- エ 志望理由（簡潔に記載したもの）
- オ 自己アピールや活動経験等  
（例えば、特技や意欲、福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動等の主な活動経験を記載する）

(2) 申込書及び小論文は、返還しないものとする。

## 第6 選考の方法等

- (1) 委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考又は面接等により行う。
- (2) 前号の選考は、公平公正に行なわなければならない。
- (3) 選考の結果については、合否に関わらず、事務局から当該申し込んだ者に通知するものとする。

## 第7 特例

公募を行った場合において、次に掲げるときは、再公募をすることができる。ただし、日

程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに募集人員に満たなかったとき。
- (2) 申込資格に欠けることにより、募集人員に満たなかったとき。
- (3) 前項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。

#### 附 則

この要項は、平成18年 4月27日から施行する。

(参考様式第1号)

## 附属機関等申込書

年 月 日

附属機関等名			
住 所			
ふり 氏	がな 名	性 別	男 女
生 年 月 日			
電 話 番 号			
職 業			
志 望 理 由			
自己アピール や活動経験等			

本申込書に、「」を添えて提出してください。